

業 務 委 託 契 約 書

委託業務名：令和8年度石川地域活性化センター舞天館・石川多目的ドーム
施設管理委託業務
(長期継続契約)



令和8年3月

うるま市 経済産業部 観光・スポーツ課

業務委託契約書

(長期継続契約)

- 委託業務名 石川地域活性化センター舞天館施設管理委託業務
- 履行期間 令和 8年 4月 1日 から
令和 9年 3月 31日 まで
- 業務委託料 ●●, ●●●, ●●●●円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) ●, ●●●, ●●●●円)
- 契約保証金 免除 (うるま市契約規則第6条第2項第7号による)
- 特約事項 なし

上記の委託業務について、委託者と受託者とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年3月●●日

委託者(甲) うるま市みどり町一丁目1番1号

うるま市長 中村 正人

受託者(乙)

(総則)

第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は契約書記載の委託契約に関し、この契約書で定めるもののほか、別添業務委託仕様書に従いこれを履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約書により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

(業務内容の変更等)

第4条 甲は、必要があると認めるときは、書面でもって乙に通知し、業務の内容を変更し、又は業務を一時停止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を弁償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(業務の履行状況の報告)

第5条 乙は、毎月10日までに前月の施設利用実績及び管理状況（設備保守管理報告等）を取りまとめ、書面により報告しなければならない。

2 乙は、年度終了後、施設の利用実績を集計し、速やかに書面により報告しなければならない。

(委託業務完了の検査)

第6条 甲は、前条の委託業務完了届等を受理した日から10日以内の日（当該期間の末日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月13日法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）に当たるときは、当該末日の翌日を当該期間の末日とする。）

(支払うべき金額の確定)

第7条 甲は、前条の確認後、第5条の規定により提出された実績報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、委託業務の実施に要した経費の証票、帳簿等の調査により支払うべき金額を確定し、これを乙に通知しなければならない。支払うべき金額を修正すべき事由が判明した場合も、同様とする。

(委託料の支払い)

第8条 乙は、前条の通知を受けた後に、精算払請求書を提出することができる。この場合において、甲は、乙から適法な精算払請求書を受領した日から30日以内の日までの期間（以下「約定期間」という。）内に支払を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は委託業務の完了前に委託業務に必要な経費として、概算払請求書を提出することができる。この場合において、甲は、当該請求に対し支払うことが適当であると判断したときは、委託額の9割を限度として概算払いを行うことができる。

(遅延利息)

第9条 甲は、約定期間に支払を行わない場合には、遅延利息として、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、年2.5パーセントの割合で計算した金額を乙に支払わなければならない。

(差額の返還又は支払)

第10条 乙が第8条2項の規定により概算払を受領している場合であって、当該概算払の合計額が確定額を超えている場合には、乙は、甲の指示により、その超える額を甲に返還しなければならない。

2 乙が第8条第2項の規定により概算払を受領している場合であって、当該概算払の合計額が確定額に満たない場合には、第8条第1項の規定を準用する。

(損害賠償)

第11条 乙は本契約に基づく業務遂行中、乙の責に帰すべき事由により生じた甲の損害について、甲に対してその損害を賠償するものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第12条 委託業務の遂行に当たり第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を補償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

2 前項の場合、その他委託業務の遂行に当たり、第三者との間に紛争が生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

3 乙は、前条、第1項及び第2項に基づく損害が生じたときは、その事実の発生後遅延なくその状況を書面でもって甲に通知しなければならない。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき理由により契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において甲に損害を生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

3 第1項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 甲は業務が完了していない間は、第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することが出来る。

5 前項の規定により契約を解除した場合において乙に損害を生じたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

(乙の解除権)

第14条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することが出来る。

- (1) 第4条第1項の規定により業務内容を変更したため業務委託料が2分の1以上減少したとき、又は中止の期間が履行期間の3分の2以上に達したとき。
- (2) 甲が契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙協議してこれを定める。

(延滞金)

第15条 乙は、第10条第1項又の規定により甲に確定額を超える額を返還する場合であって、甲の定めた期限までに甲に返還しなかったときは、期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した金額の延滞金を支払わなければならない。

(帳簿等の整備)

第16条 乙は、委託金について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ、全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号に定める帳簿等を整備しなければならない。

- (1) 委託業務に従事した者（以下「委託業務従事者」という。）の出勤状況を証明するに

足る帳簿等

(2) 委託業務従事者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

- 3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了の日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(現地調査等)

第17条 甲は、委託業務の実施状況の調査及び支払うべき金額の確定のために必要と認めるときは、乙に対し報告をさせ、乙の事務所等において委託業務に関する帳簿類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(故意または重過失による過払いがある場合の措置)

第18条 甲は、乙の故意又は重過失により委託金の過払いが発生していると認めるときは、乙に対してその事実関係の調査を行うことができる。

- 2 前項の規定に基づく調査の結果、甲が乙の故意又は、重過失に起因する過払いがあると判断したときは、乙は、甲の請求に従い、甲が指定する期日までに甲に対して委託業務についての修正実績報告書を提出しなければならない。
- 3 甲は、必要と認める場合には、第1項の調査の結果及び前項の修正実績報告書を踏まえて甲が過払いと認める金額につき、乙に対して直ちに返還するよう求めることができる。この場合、甲は当該過払い額につき、乙がこれを受領した日の翌日から過払い額の納付の日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した金額の利息を付すことができる。

(契約不適合責任)

第19条 甲は、第6条に規定する検査後においても、委託業務の成果又は履行内容に契約不適合があることを発見したときは、乙に対し、期限を付して、乙の費用負担による成果物の補修等を請求することができる。

- 2 前項の請求をすることができる期間は、甲が契約不適合があることを知った日の翌日から起算した1年以内とする。

(個人情報の取扱い)

第20条 乙は、甲から預託された情報及び委託業務を行う結果取得する情報の中に、個人情報(「うるま市個人情報の保護に関する法律施行条例」で定義する個人情報を指す。以下同じ。)情報については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。また、別途個人情報の取り扱いに関する特記仕様書に従い、これを遵守しなければならない。

(秘密の保持等)

第 21 条 乙は、業務の処理上知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合には、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約期間満了後及び契約解除後も適用されるものとする。

3 乙は、甲が所有するデータ等を甲の許可無く複写、又は複製してはならない。

4 乙は、甲が所有するデータ等をこの契約の履行目的以外の使用、又は第三者に提供してはならない。

(貸与物品)

第 22 条 甲は、乙に対し、乙が業務を履行するために必要な書類及び物品（以下「貸与物品」という。）を貸与することができる。

2 乙は、前項の貸与物品を石川地域活性化センター舞天館の業務以外の目的に使用してはならない。

3 乙は業務が完了した場合又は第 13 条及び第 14 条の規定により契約が解除された場合には、第 1 項の貸与物品を遅延なく甲に返還しなければならない。

(補則)

第 23 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。